

【論 説】

# 労働移民の社会的統合

熊 迫 真 一

## 目 次

1. はじめに
2. 労働移民が受け入れ国に与える影響
3. 社会的統合の国別差異と日本の状況
4. 考察
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

日本で働く外国人労働者数が初めて100万人を超えたと報道された<sup>1)</sup>。1年前よりも約2割、5年前よりも約6割の増加が見られ、日本で働く人の2%弱を外国人が占めることになるという。日本の労働市場で外国人労働者の存在感が高まっており、政府が打ち出している外国人労働者の活用を進める政策、いわば労働移民の活用を進める政策の効果が表れているのかもしれない。もっとも政府は、これらは移民政策ではないという。政府の資料において外国人労働者の活用に関連する部分には「移民政策と誤解されないように配慮」という表現が見られる。移民政策であるのかどうかの判別基準は定かではないが、恐らく長期間にわたる定住を前提としていないという意味で移民政策ではないと表現しているのではなかろうか。しかしながらこれだけ多くの外国人労働者が流入している状況を見ると、受け入れる側はあくまで一時的・短期的な労働力として活用するつもりであっても、一定割合は日本に留まることが予想される。その2世や3世という点まで視野に入れば、事実上、移民を受け入れていると言えるのではないだろうか。

労働移民の社会的統合（熊迫）

政府が移民政策と呼ばれたくない背景には、労働移民を受け入れるにあたり社会的統合に困難が予想され、国民の反発を招く恐れがあるからであろう。実際、労働移民の受け入れを進めていた国においては、労働移民と現地労働者の間に対立が生じたり、労働移民の失業が長期化するなどの問題が見られたりする。労働移民の受け入れの際には、あまり検討されていなかった問題が生じているのかもしれない。今後、日本でも労働移民の受け入れについて、更に突っ込んだ議論が必要になると思われる。

本稿では、まず次節で労働移民を受け入れる場合の影響のうちよく議論されている内容について俯瞰する。次いで先の影響の中では扱われなかった労働移民の社会的統合に関して、国による違いや日本の状況を整理する。その上で、日本が特に遅れているとされている教育分野と反差別分野について考察する。

## 注

- 1) 『日本経済新聞』2017年1月27日付朝刊。

## 2. 労働移民が受け入れ国に与える影響

### (1) 人口

労働移民は、受け入れ国にどのような影響を与えるのであろうか。Stalker (1994) は、人口、教育・技能、雇用・失業、公共サービス・社会保障、資本移転の各領域において、コストとベネフィットを検討している。ここでは Stalker (1994) の区分に従って、労働移民が受け入れ国に与える影響について整理してみる。

まず労働移民が人口に与える影響についてである。労働移民を受け入れると、もし労働移民の受け入れが人口流出をもたらさないとすれば、受け入れた分の人数だけ人口が増えることを意味する。また、労働移民の受け入れは人口の規模だけでなく、年齢別構成にも影響を与えうる。先進国は発展途上

国より高齢化が進んでいるため、もし発展途上国から先進国への労働移動が起これるとすると、受け入れ国の平均よりも若い人々が流入し、若年層の割合を高める影響があると考えられる。加えて、先進国での出生率は発展途上国より低い傾向があるため、送り出し国での出生率が受け入れ国より高いとするならば、労働移民の受け入れが出生数の増加につながり、更に若年層の割合と高める効果があると考えられる。

以上のことから、日本のように少子高齢化が進み、出生数が少なく、人口が減少している国においては、人口減少に歯止めをかけるのに労働移民の受け入れが極めて有効であるように思われそうであるが、Stalker（1994）によれば必ずしもそうではなさそうである。Stalker（1994）によれば、マイノリティ集団はマジョリティの生殖行動にならうと指摘し、労働移民の出生率も低下することから、労働移民の受け入れが人口に与える影響は限定的であるとしている。

## （2）教育・技能

教育水準や技能水準に関して、どのようなレベルの労働者が労働移民として流入しているかは、受け入れ国の政策によるところが大きいように思われる。一般的に、労働移民の受け入れ国側は、高等教育を受け高い技能を保有している労働者の受け入れには積極的である一方、教育水準の低い未熟練労働者については受け入れを制限する傾向にある。

これに関連して2000年代初頭のイギリスの政策転換は示唆に富む。熊迫（2015）はイギリスが東欧諸国から受け入れた労働移民について整理している。1997年に成立した労働党政権下のイギリスにおいて、経済成長の持続と失業率の低下から深刻な労働力不足が叫ばれるようになり、2004年の欧州連合拡大において新規に加盟した東欧8か国（以下、「A8」とする）<sup>1)</sup>からの労働移民の受け入れ緩和をおこなった。2004年当時、イギリスの経済規模は、A8の中で最も大きかったポーランドと比較しても、GDPで約9倍の規模を誇った。失業率もポーランドが19%であったのに対して、イギリ

労働移民の社会的統合（熊迫）

率は4.7%であった。その結果、A8、とりわけポーランドからの未熟練労働者のイギリスへの流入が予想以上に多くなり、その後労働移民受け入れを制限する政策に転換した。なお、この間に流入した労働者は、18-24歳という若い世代が中心であったとみられる<sup>2)</sup>。

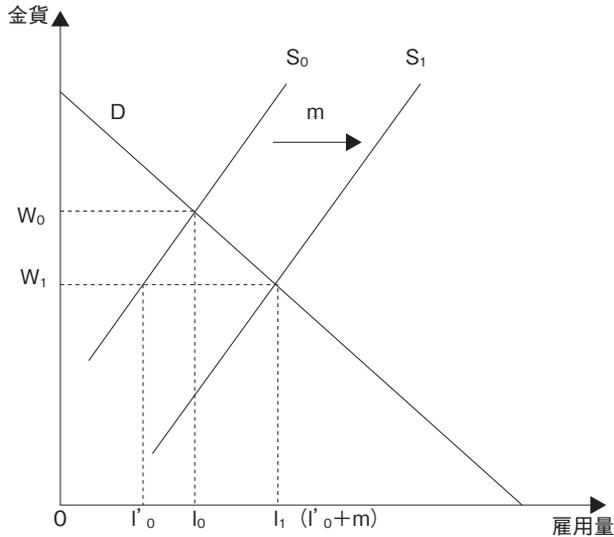
労働移民の立場で見れば、自国を離れ他国に移動するコストを賄えるだけのメリットがある場合に移動すると考えられる。すなわち、自国に留まる場合に得られる賃金より、当該国に移動した場合に得られる賃金が、移動コストを差し引いても高くなる場合に移動するということである。その前提に立てば、移動コストを償却できる期間を長くとれるという事から、若い世代ほど移動しやすいのは当然であろう。もし先進国は発展途上国と比較して教育水準が高く未熟練労働者の占める割合が小さいとすれば、発展途上国の若い未熟練労働者は先進国に移動する事によって、より高い賃金が得られる可能性が高まるかもしれない。

### (3) 雇用・失業

労働移民の流入が受け入れ国の雇用にどのような影響を与えるのかは、現地労働者と流入する労働移民とが代替的なのかどうかによって決まる。図1は、現地労働者と労働移民が完全に代替的であった場合の状況を示している。労働需要曲線がD、労働供給曲線が労働移民受け入れ前には $S_0$ であったものが、労働移民をmだけ受け入れたことにより、労働供給曲線が $S_1$ に変化したことを表している。この結果、現地労働者と労働移民が完全に代替的であったならば、賃金は $w_0$ から $w_1$ に下がり、現地労働者の雇用量は $l_0$ から $l_0'$ に減少する。

移民排斥運動が起こる理由の1つとして、流入してきた労働移民に仕事がとられるという現地労働者の反発がある。イギリスでも、EU離脱の是非を問う国民投票の前に、そのような主張があった。しかしながら、熊迫(2015)によれば、イギリスがA8から受け入れた労働移民が雇用に与えた影響を分析した実証研究を眺めると、統計的に有意な形では影響は表れなか

図1 労働移民の流入が受け入れ国の労働市場に与える影響



ったと結論付ける研究が多い。イギリスのような先進国の現地労働者と労働移民は代替的ではないのかもしれない。

#### (4) 公共サービス・社会保障

労働移民の受け入れは、公共サービスや社会保障の支出を増やし、受け入れ国の重荷になると思われる側面がある。実際、イギリスにて2016年に行われたEU離脱の是非を問う国民投票においては、EUからの移民の問題が争点になった。当時の世論調査では、回答者の7割近くが「EU移民の社会保障給付の受給権の削減」に賛成していたという<sup>3)</sup>。国民の多くが移民の受け入れによって公共サービスや社会保障に悪影響があると思っていたことの表れであり、最終的にEU離脱派が勝利した主たる要因であると考えられる。

イギリスの今回の事例はともかく、一般的には、しかしながら、労働移民の受け入れが公的サービスや社会保障に悪影響を及ぼすかどうか、定かでは

労働移民の社会的統合（熊迫）

ないようである。Stalker（1994）によれば、アメリカでは移民の相対的な費用と貢献について、多数の異なった推計があるという。ある推計によれば、移民は利用したサービスの費用より何倍も多く税金を払っているといい、前提によって結果は大きく異なるようである。神野（2015）は、移民の同化コストが存在するという前提で、公的年金の保険料や給付額のルールが異なる4つの制度を想定し、移民の受け入れの純便益分析を行っている。これによれば、同化コストの存在により、世代間でその影響が異なることと、給付率を一定とした制度を用いて移民を受け入れた方が望ましいという結論を導きだしている。但し、この結論も熟練労働者と未熟練労働者が完全代替となっているなど、さらなる検討の余地があり、このような結論も、やはり前提次第という側面があるように感じられる。

## （5）資本移転

労働移民は自らの資本を持って移動してくる。Stalker（1994）によれば、移民に対して定住資格を与えるにあたり、相応の額を受け入れ国に投資することや預金することを求める国がある。また、労働移民自らの資本だけでなく、他からの資本を集めることも期待できる。もしある国で資本が不足していて、利用可能な労働力が十分にあるならば、国際資本市場から資本が流入するはずである。労働移民を受け入れることによって、資本移転という面ではプラスに働くことが予想される。

## 注

- 1) Accession eight のこと。チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニアの8か国。
- 2) A8からの労働者に適用された労働者登録制度（Work Registration Scheme）の登録データによる。この点についてはJILPT（2006）p.132参照。
- 3) 独立行政法人日本労働政策研究・研修機構ホームページの国別労働トピック2016年7月イギリス「EU離脱の影響をめぐる議論」参照。  
[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/07/uk\\_02.html#link\\_05](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/07/uk_02.html#link_05)  
(2017年7月22日アクセス)

### 3. 社会的統合の国別差異と日本の状況

#### (1) 社会的統合の国別差異

労働移民やその子孫はどのようにして受け入れ国に適合していくのであろうか。この点についてカースルズ & ミラー（2011）は、国家形成の際に、領土内のエスニック・宗教的マイノリティの多様性にどのように対応したのかという点に注目すべきだとしている<sup>1)</sup>。イギリスが宗教の異なるウェールズ、スコットランド、アイルランドを併合したやり方は、多様性を受け入れた上での政治統合と国家形成であったが、ドイツは国家として統合されるまでに民族の形成が進み、遅れて国家が形成されたため、マイノリティを市民として受け入れることを難しくしたとされる。アメリカは、白人が先住民の土地を略奪し、ヨーロッパからの移民を受け入れながら形成された。もっとも同化可能なのは白人系移民だけであり、人種主義に基づく厳しい移民規制法を制定されていたという。カースルズ & ミラー（2011）は、このような各国の形成史をふまえた上で、社会と民族、政治的な所属とナショナル・アイデンティティ<sup>2)</sup> の関係を次のように整理している。“英国は、個人が社会や国民国家の完全なメンバーになることは、宗教的・文化的な違いを維持していても可能であった。（～中略～）ドイツでは、ナショナル・アイデンティティがまず優先され、それとの一体化が市民となる条件となっていた。植民地社会では、市民の政治的な所属はナショナル・アイデンティティを生み出すものと考えられていたので、文化・宗教的に異なるアイデンティティは一時的なものであり、いずれ消滅する（例えば「アメリカ化 [Americanization]」のように）ものとされていた。”<sup>3)</sup> このような相違を反映してか、イギリスなどでは合法的な移民を入国と同時に市民として受け入れ、アメリカなどは合法的な移民を将来の市民として受け入れようとしていたのに対し、ドイツではゲストワーカー制にこだわり、家族の呼び寄せや定住に反対し、市民としては受け入れようとしていなかったとされる<sup>4)</sup>。

労働移民の社会的統合（熊迫）

それでは、日本はどうであろうか。日本は大規模な移民の受け入れをしていないことになっている。参考になるのは、日本の台湾や韓国での対応である。日本は1895年に下関条約によって台湾を割譲され、1910年には日韓併合がなされた。これにより、総人口の3割は非日系人であったとされる<sup>5)</sup>。弘谷・広川（1973）は、日本統治下の台湾と朝鮮での植民地教育政策について整理している。これによれば、台湾では1915年頃から「内地化」すなわち日本人への同化が進められるようになった。これまで中国式であった風俗や迷信、封建的慣習を日本式に改めることが求められたようである。韓国においては、1911年に朝鮮教育令が制定されたが、それは天皇制教育の在り方を日本での反省を踏まえて貫徹させようという意図でまとめられていたという<sup>6)</sup>。戦後、台湾や韓国を喪失し、国内の非日系人が激減してから、日本は単一民族の国であるというように広く考えられているが、少なくとも戦前は混合民族国家であり、文化・宗教的に異なるアイデンティティは許容されず、同化が求められたと判断できそうである。

## (2) 日本における外国人労働者

日本は公式的には労働移民を認めていない。例えば、先般閣議決定された「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」においても、外国人材の活用が掲げられているが、外国人材受入れの在り方検討という課題として“移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく”と記載されている。あくまで、永住を前提としない外国人材の活用を目指しているようである。

日本において実際に就労している外国人数を正確に把握することは容易ではない。中村他（2009）は国勢調査のマイクロデータを用いてその動向の把握を試みている。表1は国勢調整から見た国籍別の外国人実数ならびに比率の推移である。これによれば、韓国・朝鮮国籍者は1980年時点で0.46%を占めており、当時の外国人のほとんどが韓国・朝鮮国籍者であった。もっと

表 1 国勢調査から見た国籍別外国人数・比率の推移

	1980	1985	1990	1995	2000年
韓国・朝鮮国籍者の実数（18～60歳）	315,168	331,778	355,243	371,743	356,024
中国国籍者の実数（18～60歳）	28,001	41,122	83,412	140,188	204,157
アメリカ国籍者の実数（18～60歳）	12,188	17,174	24,181	29,054	27,989
ブラジル国籍者の実数（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	112,940	147,769
ペルー国籍者の実数（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	22,541	25,413
フィリピン国籍者の実数（18～60歳）	N. A	N. A	33,030	63,185	84,929
タイ国籍者の実数（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	19,236	21,416
日本人実数（18～60歳）	68,850,600	71,954,760	74,395,440	76,168,610	75,543,820
韓国・朝鮮国籍者の比率（18～60歳）	0.46%	0.46%	0.47%	0.48%	0.47%
中国国籍者の比率	0.04	0.05	0.11	0.18	0.27
アメリカ国籍者の比率（18～60歳）	0.02	0.02	0.03	0.04	0.03
ブラジル国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	0.14	0.20
ペルー国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	0.03	0.03
フィリピン国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	0.04	0.08	0.11
タイ国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	0.03	0.03

注：N. A (not available) は、国勢調査において当該国籍として分類されており、当該国籍保有者がカウントできないことを示している。

出典 中村他（2009）p.112表 4.2

もその後は、2000年時点で0.47%とほぼ横ばいである。アメリカ国籍者もこの20年間を通じて0.02%から0.04%の間を推移しており、ほぼ横ばいであると言えよう。一方で中国籍者は着実に増加しており、その比率も1980年では0.04%であったものが、2000年では0.27%にまで伸びている。また、ブラジル国籍者は1990年まではデータが無く、1995年は0.14%で2000年は0.20%と短い観察期間にはなるが伸びている。

表2は労働市場に参加している外国人の推移である。ここで労働市場に参加しているとは、(1) 主に仕事をしている、(2) 家事などのほか仕事をしている、(3) 通学のかたわら仕事をしている、(4) 仕事を休んでいた、(5) 仕事を探していた、と国勢調査で答えている者を指している。労働市場に参加している者の日本人に対する比率を先の表1にあった国籍別比率と比較してみると、2000年では多くの国で労働市場に参加している者の比率の方が低くなっているが、ブラジル国籍者だけ労働市場に参加している者の比率が高くなっている。これは、ブラジル国籍者がとりわけ就労目的で来日している

労働移民の社会的統合（熊迫）

割合が高いことを表している可能性があるろう。

### (3) 日本の社会的統合政策

移民の社会的統合政策の国際比較をするにあたり、移民統合政策指数（MIPEX: Migrant Integration Policy Index）が有用である。この移民統合政策指数は欧州連合加盟国を中心に調査されてきたが、前回の調査（MIPEX2011）から日本や韓国などが加わっている。最新版は2014年の調査結果をまとめて2015年に出されたMIPEX2015であり、調査対象国が38か国になっている。

MIPEX2015の総合ランキングを見ると、日本はギリシャと並んで27位であった。

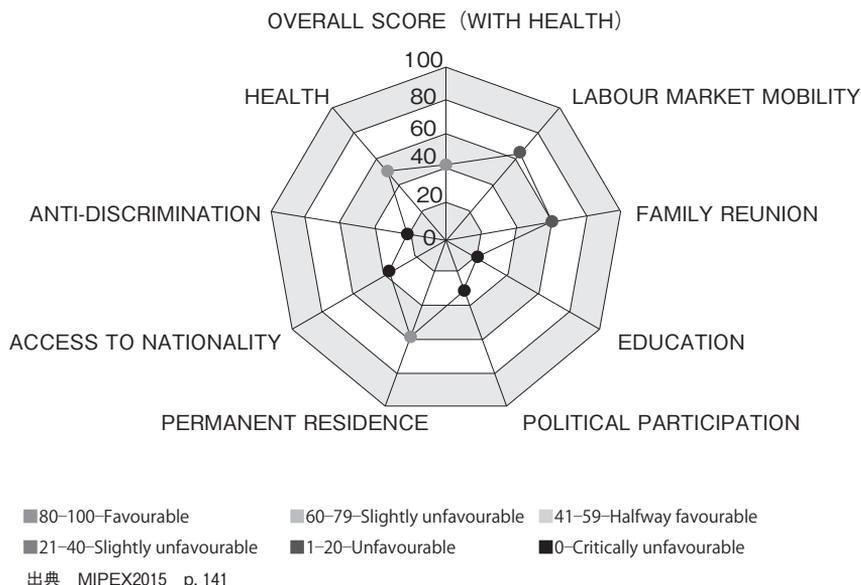
図2より日本のスコアを見ると、特に教育分野と反差別分野の点数が低くなっている。教育分野のランキングでは29位であり、反差別分野においては38か国中37位である。教育分野については、①アクセス（幼児教育や義務教育へのアクセス、権利としての義務教育、事前学習のアセスメント、義務教育でない教育へのアクセス、職業トレーニングへのアクセス、高等教育へのアクセス）、②ニーズへの対応（全てのレベルでの教育的ガイダンス、指示言語を学ぶことへのサポート規定、移民者の子女の観察、移民グループの教育環境へ対処する指標、移民者の学習ニーズを反映した教師トレーニング）、③新しい機会（母国語を教えることへのサポート、母国の文化を教えることへのサポート、移民子弟の分離への対応と統合促進の指標、移民の両親やコミュニティへのサポート指標、移民を教員の労働力とするため指標）、④全員への多文化教育（多様性を反映した学校カリキュラム、情報構想への国のサポート、多様性を反映するためのカリキュラムへの対応、多様性を反映するための日常の学校生活への対応、多様性を反映するための教員教育）の4つの観点から評価されている。反差別分野は、①定義とコンセプト（直接的もしくは間接的な差別・ハラスメント・教育をカバーした法律、連想や誤った特徴付けによる差別をカバーした法律、自然かつ法的な人に適用され

表2 国籍別に見た労働市場に参加している外国人の推移

	1980	1985	1990	1995	2000年
労働市場に参加している韓国・朝鮮国籍者の実数（18～60歳）	227,123	237,896	251,755	263,648	248,178
労働市場に参加している中国国籍者の比率（18～60歳）	17,513	22,513	42,482	79,815	123,422
労働市場に参加しているアメリカ国籍者の比率（18～60歳）	8,427	12,172	18,826	23,368	21,334
労働市場に参加しているブラジル国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	104,279	127,552
労働市場に参加しているペルー国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	19,937	20,869
労働市場に参加しているフィリピン国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	18,340	31,454	43,950
労働市場に参加しているタイ国籍者の比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	11,276	10,175
労働市場に参加している日本人実数（18～60歳）	51,317,400	54,467,000	56,587,470	58,528,590	57,528,160
労働市場に参加している韓国・朝鮮国籍者の日本人に対する比率（18～60歳）	0.46%	0.46%	0.47%	0.45%	0.43%
労働市場に参加している中国国籍者の日本人に対する比率	0.04	0.05	0.11	0.14	0.21
労働市場に参加しているアメリカ国籍者の日本人に対する比率（18～60歳）	0.02	0.02	0.03	0.04	0.03
労働市場に参加しているブラジル国籍者の日本人に対する比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	0.18	0.22
労働市場に参加しているペルー国籍者の日本人に対する比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	0.03	0.03
労働市場に参加しているフィリピン国籍者の日本人に対する比率（18～60歳）	N. A	N. A	0.04	0.05	0.07
労働市場に参加しているタイ国籍者の日本人に対する比率（18～60歳）	N. A	N. A	N. A	0.02	0.01

出典 中村他（2009）p.115表4.5

図2 MIPEX2015 における日本のスコア  
Japan, 2014



る法律、公的部門に適用される法律、法律上の禁止、複合的差別をカバーした法律)、②適用範囲(雇用と職業訓練、教育、社会的保護、私的財やサービスへのアクセス・供給、公的財やサービスへのアクセス・供給)、③強化のメカニズム(犠牲者が利用できる手続き、訴訟手続きにおける証明の負担の変更、状況調査と統計データを認める法律、迫害に対する保護、犠牲者に対する国の支援)、④平等政策(特別平等機関の委任、犠牲者を手助けする権力、準司法機関としての権力、手続きにおける法的な立場、手続きを起こさせ発見させる権力、積極的な情報政策と対話、主たる法令遵守の保障、平等を促進するための公的機関、積極的な行動促進をカバーする法律)の4つの観点を用いられている。

各国のスコアの詳細はMIPEXのホームページに掲載されている。それによれば、教育分野と反差別分野において、日本のスコアが特に低く0ポイント

トだった項目が相当数存在する。それらの項目を付表に示す。

## 注

- 1) 但し、カースルズ & ミラー（2011）は移民全般について述べており、労働移民に限定しているわけではない。
- 2) ナショナル・アイデンティティの内容は曖昧なものとなりがちであり、広く一致した定義はないとされる。その概念については、例えば中谷（2000）、田辺（2010）などを参照のこと。
- 3) カースルズ & ミラー（2011）P. 319
- 4) カースルズ & ミラー（2011）P. 325
- 5) 小熊（1995）p. 4
- 6) もっとも、これは台湾や韓国の人々を日本人と同様に扱ったことを意味しない。教育によって日本人への同化を進める一方で、日本人との差は戸籍などで明確に付けていたようである。田辺（2010）p. 77

## 4 考察

### (1) 教育分野

日本における外国人を対象とした教育施策はどのようになっているのであろうか。丹羽（2017）によれば、日本国憲法が保障する生存権的基本権の対象は、日本国籍を有する国民に限定されると解釈されている。そのため、教育を受ける権利と就学義務は日本国籍を有しているかどうかで異なり、外国籍の子どもに対しては、教育を受ける権利は保障されず、要望があれば恩恵として就学を認め、不就学の子どもに対しては何ら対応をしていないのが実情であるとされている。外国籍の子どもは要望があれば恩恵として就学が認められる状態であることから、外国籍の子どもの就学実態も明らかではないようである。小島（2017）によれば、日本の学校に通っていない外国籍の子どもに関してそもそも調査すらされていないという。

もっとも何の取り組みもなされていないわけではない。文部科学省の抛出によって「定住外国人の子どもの就学支援事業」が2009年度から2014年度に実施された。この事業は、製造業の労働力として多く流入していた日系ブ

## 労働移民の社会的統合（熊迫）

ラジル人等が2008年のリーマンショックによって雇用不安に陥ったことを契機としている。当時、日系ブラジル人等の子どもでブラジル人学校へ通っていた子どもも、保護者の失業等によってブラジル人学校にかかる学費の捻出が困難となり、不就学に至るケースが見られたとされる。そこで、日系ブラジル人等の子どもたちが日本語等を学習する場を設け、公立学校等へ円滑に転入出来るようにすることが意図された。この事業の結果、4000名を超える子どもが学校への就学を果たしたとされる<sup>1)</sup>。また、この事業に続いて「定住外国人の子どもの就学促進事業」が行われており、外国人の不就学児童に日本語教育を行う取り組みが続けられている。

日本に定住している外国人の子どもは、長期にわたって日本に定住し続ける可能性のある日本社会の構成員であろう。そのような子どもが不就学のままだことは、将来の就業可能性を低くし、社会への適合を難しくさせ、社会不安を招きかねない。定住外国人の子どもの就学支援は、極めて重要な課題であろう。ここで言う支援に取り組むべき就学先というのは、義務教育の範疇に留まらない。日本では中等教育（高等学校等）への進学率が極めて高く、98%を超えている<sup>2)</sup>。また、高等教育（大学や短大等）への進学率も約8割となっている<sup>3)</sup>。一方で、外国人の子どもの進学率はどうか。宮島（2017）は、学校基本調査を用いて、日本の中学校に在籍する外国人数と日本の高校に在籍する外国人数の比率を、2005年度、2010年度、2015年度の3時点で算出している。これらの比率はいずれも50%台であり、先述の日本人の進学率とは厳密な意味での比較は出来ないものの、外国人の子どもの中等教育への進学率は日本国籍の子どもと比較して極めて低いというのは間違いないだろう。今後、外国人の子どもの中等教育や高等教育への進学支援の拡充が求められると思われる。

このような施策を行うために、まずは外国籍の子どもについても就学義務があるものと認識し、日本国籍の子どもと同様に状況把握に努め、就学指導を行う体制作りがまずは必要となるだろう。

## (2) 反差別分野

日本における外国人への差別とはどのようなものであろうか。公益財団法人人権教育啓発推進センターが法務省からの委託を受け、2017年に「外国人住民調査」を実施した。これによれば、日本で住む家を探す時に外国人であることを理由に入居を断られた経験を持つ者が4割弱、外国人であることを理由に差別的なことを言われることがある者が約3割、知らない人からジロジロ見られた経験がある者が約3割、職場や学校の人々が外国人に対する偏見を持って人間関係がうまくいかなかった経験がある者が3割弱という結果であった。

このような現状を踏まえ、政府が反差別として取り組んでいる施策はどのようなものであろうか。法務省及び文部科学省が発表した「平成28年度人権教育及び人権啓発施策」の中に、外国人の項目がある。それによれば、“外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動”、“ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動”、“学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進”、“外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応”の4項目が平成28年度に取り組みとして挙げられている。反差別のための啓蒙活動やそのような事案が起きた時の対応だけでなく、外国人の子どもへの教育の推進も含まれている点が重要であろう。というのも、先に見た通り、外国人の子どもの進学率は低い傾向があり、低学歴であることに差別が起因することも有りうるからである。

先述の「外国人住民調査」のあとがきに、“外国人への差別は子どもたちに対して顕著に表れると考えられる”とある。もしそうだとすれば、外国人の子どもは日本人や日本の社会に対してネガティブな感情を醸成して成長し、日本に留まって社会の構成員になっていくのかもしれない。欧米ではホームグロウン・テロリスト、すなわち自国で育ったテロリストが事件を起こすケースが見られるが、これらは移民が自国に適応できずに不満を蓄積させた結果であることが多いようである。大きな事件を起こさなくとも、社会に

労働移民の社会的統合（熊迫）

馴染めない層が増えることは社会不安を高める。そういう意味で、反差別への取り組みも喫緊の課題であろう。

## 注

- 1) 『定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋事業）成果報告書』 p. 61
- 2) 『教育指標の国際比較 平成 25（2013）年版』によれば、全日制等進学者、定時制・通信制進学者、専修学校（高等課程）入学者を含めた進学率は、2012 年で男性が 98.3%、女性が 98.8%、全体で 98.5%である。
- 3) 『教育指標の国際比較 平成 25（2013）年版』によれば、大学・短大等進学者、通信制・放送大学進学者、専修学校（専門課程）入学者を含めた進学率は、2012 年で男性が 78.7%、女性が 83.1%、全体で 80.9%である。

## 5. むすびにかえて

日本の少子高齢化が問題視されるようになって久しい。既に人口のピークは過ぎ、人口減少社会に入っている。経済が発展するにともなって少子化がすすむことから、先進諸国は高齢化し人口が減少していくのであるが、その中でも日本の高齢化のスピードは速く、世界に先駆けて人口減少社会を経験しつつある。長期的には労働力が減少していく中で、近年では女性の活用が進み、女性の労働力人口は増え、就業者数全体は増えている。それでもなお、完全失業率は低水準で推移し、企業の人手不足感は強い。このような状況を踏まえると、産業界では外国人労働者の受け入れを期待するところであろう。発展途上国から労働者を受け入れることが出来れば、安価な労働力が確保できると思われるかもしれない。また、人口減少にともなう国内市場縮小への歯止めとしての効果も期待されているようである。

しかしながら、労働需要は変動する。リーマンショックの時に、職を失った日系人が一部の地方都市に溢れたように、労働需要が縮小した時にまず影響を受けるのは外国人労働者である。短期的な滞在を前提とした受け入れであったとしても、一定割合は必ず日本に残る。また、受け入れた時点では安価な労働力であったとしても、国内に留まる時間の経過とともに、そのコス

トは上がっていく。加えて、今回のテーマである社会的統合のコストも、全てがあらかじめ見えるものではない。このように考えると、経済的な誘因からのみで外国人労働者の受け入れを判断するのは極めて危険であろう。

日本経済新聞社が2017年2月に実施した世論調査によれば、日本に定住を希望する外国人の受け入れを拡充することに対して、賛成と反対は共に42%となり、賛否が真っ二つに割れている<sup>1)</sup>。将来の日本をどのようにするかという議論を深め、国民の大半が納得するように時間をかけて合意形成すべき内容であると考え。

## 注

- 1) 『日本経済新聞』2017年3月21日朝刊

## 参考文献

- Peter Stalker (1994) *The work of strangers: A survey of international labour migration*, ILO, (邦訳、『世界の労働力移動』ピーター・ストーカー、1998、ILO)
- JILPT (2006) 『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合』、JILPT 労働政策研究報告書、No. 59
- 小熊英二 (1995) 『単一民族神話の起源』、新曜社
- S. カースルズ、M.J. ミラー (2011) 『国際移民の時代 (第4版)』、名古屋大学出版会
- 熊迫真一 (2015) 「英国の東欧諸国からの労働移民—2004年の欧州連合拡大以降—」、『政経論叢』No. 171
- 小島祥美 (2017) 「社会で「見えない」不就学の外国人の子どもたち」、『外国人の子ども白書』、明石書店
- 田辺俊介 (2010) 『ナショナル・アイデンティティの国際比較』、慶應義塾大学出版会
- 中谷猛 (2000) 「「ナショナル・アイデンティティ」の概念に関する問題整理—国民国家論研究のためのノート—」、『立命館法学』、2000年3・4号下巻(271・272号)
- 中村二郎、内藤久裕、神林龍、川口大司、町北朋洋 (2009) 『日本の外国人労働力』、日本経済新聞出版社
- 丹羽雅雄 (2017) 「教育を受ける権利と就学義務」、『外国人の子ども白書』、明石

労働移民の社会的統合（熊迫）

書店

弘谷多喜夫、広川淑子（1973）「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較的研究」、『北海道大學教育學部紀要』、22：19-92

### 付表 教育分野、反差別分野での0ポイント項目

#### 教育分野

- ・ 事前学習のアセスメント
- ・ 職業訓練へのアクセス
- ・ 高等教育へのアクセス
- ・ 移民者の学習ニーズを反映した教師トレーニング
- ・ 移民の言語教育へのサポート
- ・ 移民の分離に対抗し統合を促進するための方策
- ・ 移民の両親やコミュニティに対するサポート
- ・ 移民を教員にする方策
- ・ 国がサポートする情報イニシアチブ
- ・ 多様性を反映するためのカリキュラムの修正
- ・ 多様性を反映するための日常学校生活の修正
- ・ 多様性を反映するための教員訓練

#### 反差別分野

- ・ 直接的 / 間接的差別、ハラスメント、インストラクションへの法律上の対応
- ・ 連想や推測される特性に基づく差別への法律上の対応
- ・ 公的部門への法律上の対応
- ・ 法律上の禁止
- ・ 複合の差別への法律上の対応
- ・ 社会的保護
- ・ 住居に関する公共財やサービスへのアクセスや供給
- ・ 健康に関する公共財やサービスへのアクセスや供給
- ・ 訴訟手続きにおける証明の負担の変更
- ・ 状況調査と統計データを認める法律
- ・ 手続きにおける法人の役割
- ・ 法的措置の範囲
- ・ 制裁の範囲
- ・ 特別平等機関の委任
- ・ 犠牲者を手助けする権力

- ・ 準司法機関としての権力
- ・ 手続きにおける法的な立場
- ・ 手続きを起こさせ発見させる権力
- ・ 平等を促進するための公的機関
- ・ 積極的な行動促進への法律上の対応